

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の改正について（議案第133号）

こども施設課

1 改正の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い、関係する次の条例について所要の改正を行う。

- (1) 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例
- (4) 前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 主な内容

- (1) 保育所等において従事する保育士等の職員の数を次のとおりとする。（1の(1)から(4)までの条例）  
ア　満3歳以上満4歳に満たない幼児等おおむね15人につき1人以上とする。  
イ　満4歳以上の幼児等おおむね25人につき1人以上とする。
- (2) 幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けている副園長又は教頭を、幼保連携型認定こども園における園児の教育及び保育に直接従事する職員の数の基準上必要な員数に算入できることとする特例の期間を2年延長（令和8年度末まで）とする。（1の(2)の条例）

3 施行期日

公布の日